

## 平成30年度事業計画

自平成30年4月 1日

至平成31年3月31日

### 総務部

- (1) 会員の品位保持、業務の高度化に努める。
- (2) 関係団体との連絡協調に努める。(佐賀県専門士業団体連絡協議会)
- (3) 連合会並びに役員との間でインターネットを使用し、情報の早期伝達を図る。
- (4) 関係法令の改則及び諸規定の検討整備を行う。
- (5) 非調査士対策に努める。

### 財務部

- (1) 予算執行の効率化に努める。
- (2) 会費徴収のあり方について協議する。
- (3) 大規模災害対策基金の募金を行う。
- (4) 日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会沖縄ゴルフ大会への参加協力をお願いする。
- (5) 各種保険制度並びに国民年金基金の加入促進に努める。
- (6) 業務関係図書、その他の斡旋頒布を行う。
- (7) 調査士会館の維持及び運営について検討を行う。

### 業務部

- (1) 調査士としての境界鑑定についての対応に努める。
- (2) オンライン登記申請の利用促進に努める。
- (3) 土地建物実地調査要領の研究と対応に努める。
- (4) 筆界特定制度に関する対応を行う。
- (5) 関係法令に関する研究と対応を行う。

## 研修部

- (1) 高度な専門家集団となるため、CPD 制度の趣旨に基づいた全体研修会を年 3 回以上実施する。
- (2) 連合会及び他会の研修会に、積極的に出席するように要請する。
- (3) 九州ブロック協議会の研修会への出席を促す。
- (4) ビデオライブラリーの構築に努める。

## 広報部

- (1) 年 1 回の会報誌及び月 1 回の会務報告の発行を行う。
- (2) 「表題登記の日」(4 月 1 日)、「調査士の日」(7 月 31 日)、「法の日」(10 月 1 日)に無料相談会を実施する。
- (3) 佐賀県専門士業団体連絡協議会合同無料相談会を実施する。
- (4) 支部毎に、調査士業務の広報活動を行う。
- (5) 情報公開の対応とホームページの更新を行う。
- (6) 法務局休日相談所に参加協力をする。
- (7) 月 1 回、佐賀市役所で定期的な無料相談会を実施する。

## 社会事業部

- (1) 境界問題相談センターさがについて、今後の在り方を研究する。
- (2) 公共、公益に係わる事業への協力を行う。
- (3) 土地家屋調査士制度の啓蒙の推進を行う。
- (4) 空き家等対策の推進に関する特別措置法に関する調査、研究を行う。